六十一　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十二　塩害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十三　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

六十四　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十五　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十四　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十五　塩害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十六　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。

六十七　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十八　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。